平成２１年（フ）第９９６号
広島市南区段原南２丁目１番５号
債務者　西本　一枝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１５号
広島市中区上幟町８番10―411号メゾン上幟
債務者　中村　貴美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８号
愛媛県伊予郡松前町大字出作219番地の４
債務者　渡邉　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
愛媛県松山市溝辺町甲61番地11
債務者　白神　　純
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市桜木町４番９号
債務者　高橋　泰子（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１００号
愛媛県四国中央市金生町下分1221番地１　サンライズ住吉102号
債務者　井川　美保
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０７号
愛媛県新居浜市宇高町５―12―55、住民票上の住所東京都日野市大字日野7773番地の67　ハイツ白樺Ｃ202
債務者　清水　泰成
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１８号
愛媛県新居浜市土橋１丁目４番23号
債務者　髙橋　勝彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１９号
愛媛県西条市明神木110番地１
債務者　山本　隆次
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２１号
愛媛県四国中央市金生町山田井1183番地の１　桂荘７号
債務者　土井　誠一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２６８号
福岡県久留米市国分町1996番地21　ハイツ田中206号
債務者　中垣　榮行
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２４号
宮崎県都城市高崎町笛水325番地
債務者　脇元　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７２号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番９―302号
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２６号
長野県上田市神畑1041番地１　コーポ神畑101号
債務者　山岡　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２８号
長野県上田市下之郷272番地１　カーサ・エストレーラ402号、前住所長野県上田市富士山2855番地14
債務者　堀内　友子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２９号
長野県上田市秋和481番地　フェイスフル秋和Ｂ号、前住所長野県上田市塩川3030番地　尾芦貸し住宅
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３３号
長野県上田市古里232番地11
債務者　白井　　龍
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部